

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年4月24日(水) 午後2時から午後3時
2 開催場所 瀬戸市役所庁議室
3 出席委員

農業委員

- 1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光
8番 長江 和春
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清
8番 山田 泰司

(出席 20)

4 議事日程

第16号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1	件
第21号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1	件
第22号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1	件
第23号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1	件
第24号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1	件
第25号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1	件
第26号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1	件
第27号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1	件
第28号議案	農用地利用集積計画の変更について	4	件
第29号議案	「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について	1	件
報告第9号	農地法第4条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	1	件
報告第10号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	7	件
報告第11号	現況証明願出書について	2	件
報告第12号	青年等就農計画認定申請書について	1	件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会4月定例会を開会いたします。
本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、
9番 中村 征実(なかむら まさみ)委員、
11番 矢野 洋三(やの ようぞう)委員を指名いたします。

(第16号議案)

議長

これより議事に入ります。それでは、「第16号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本議案は前回3月の農業委員会で保留とした案件です。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目、現況地目ともに田の1筆で面積は987㎡、目的は駐車場の追加設置です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺は、北が一般住宅と申請人の病院、西が水路及び道路、東が水路、南が田です。西側は占用で乗入れを設置し、乗入れの両脇はコンクリートブロックが設置されます。南北はコンクリートブロックで土砂等の流出を防止するため、近隣農地の被害防除は問題ありません。排水は敷地内に柵を新設して集水し、南側暗渠管で東側排水路へ排水する計画で、農事組合の排水承諾が提出されています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第16号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第16号議案について、ご質疑はございませんか。

武田委員 排水のところのサイズが表示されていません。暗渠ということだと、これだけの距離だと掃除がしづらいので、なるべく大きなサイズにしていただくとよいかと思います。事務局の話では、φ100mmのものを入れるということですが、φ100mmだと、長年利用していると詰まってしまう、排水できなくなり、農業用水路へ排水が入ってしまうと思うので、経験上、φ100mmの倍や150mmあれば、10年近くは掃除しなくても行けるのではないかと思いますのでよろしくお願いします。

事務局 ご意見ありがとうございます。事前に武田委員からお話しいただいておりまして、サイズはφ100mmと聞いております。業者いわく、φ100mmでたりるとのことでしたが、φ150mm以上が望ましいということで、私どもも一度は伝えたのですが、改めて、農業委員会でも意見が出ましたということで伝えさせていただきます。

藤井委員 暗渠でφ100mmは厳しいですよ。また、なぜ暗渠なのでしょう。また、断面図がすごくわかりづらいのですが、駐車場は1段下がっていますよね。だとすると、オープンの方がいいのではないですか。

事務局 本案件は保留案件なのですが、以前は北がアスファルト、南が砂利という計画で、もともと図面が大きく違いました。武田委員から意見をいただいた結果、南で集水し、暗渠管を通し、西の給水路へ排水せず、東の排水路へ排水するという計画となっております。業者もかなり変更をしていただいて現在の形になっており、概ね良いかと考えております。ただ、大きさがたりないということですので、そこは念押しで再度伝えたいと思います。

高島委員 東は排水路なのに、排水承諾が必要なのですか。

事務局 はい、排水承諾をいただいております。

高島委員 排水路なのに必要ですか。

事務局 排水するにあたって、量が大丈夫なのかとか、排水先の確認をして、承諾をいただいています。

高島委員 農事組合長は、図面を見ても、素人なのでなかなかわかりません。私は10年くらい続けていて、そう言っていてはいけないかもしれないですが、多くの組合長は毎年変わります。そうすると、はんこを押す・押さないは、図面を見て判断、と言われてもなかなか難しい。ある程度、市役所から良いと言われていたということを基にはんこを押します。逆に言うと、市役所が十分ですよとお墨付きをつけてくれないと、絵空事になってしまう。こういうことは、十分注意してやっていただかないと、農事組合長が判断というのは現実不可能ですので、そのことを重々承知していただいたうえで、認めてもらわないと難しいです。農業委員も含めもう少し勉強しなさいと言われるとそれまでですが。それで、暗渠にするということは蓋をしてしまうということなので、詰まったらどうなるかという、南側に水が落ちてしまうのかな、と推測します、よくわかりませんが。そういうこともあるので、最初は厳しくやってほしいなと思います。要望です。

藤井委員 作為的ではないと思いますが、この断面図で、1発で理解しろと言うのは無理です。それから図面に高さの記載がないですよね。最低限高さ入れてもらおうと、簡単に中の高さの位置関係がわかりますよね。これ、ちょっとごまかそうかな、と考えていると勘ぐってしまうような図面に見えます。

事務局 我々も断面図を読み取るのは苦労しました。今後は業者の指導をしないと

思います。

藤井委員 事務局で指導できると思います。何度でも出し直しさせればいいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局 はい、承知しました。また、先ほど高島委員からいただいたご意見で、維持管理課の運用がどうなっているか、情報共有できていないので申し訳ありませんが、維持管理課でも、まず農事組合長に排水承諾を取ってくださいと案内をしているはずですが、市が先に構造計算等をしてから地元へ、という流れにはなっていません。維持管理課と、今後どのようにしていくか、協議していきたいと思っています。ご意見ありがとうございました。

高島委員 今まで、維持管理課と業者が話してから、農事組合長のもとに許可をもらいにきているものかと思っていました。しかし、今の話だと、とにかくまず農業用水に流していいかという許可だけを取りに来ているということですか。

事務局 そうです。構造的なところは実際の申請の際に見ているはずですが、もしそのときに、おかしいところがあれば維持管理課から修正かけていると思いますので、ご心配は不要です。そもそも流してもよいかという許可だけ地元を取ったうえで、正式な申請へ進んでいると思われれます。

藤井委員 私も農事組合長です。まずくるのは、農業用水に排水していいのか、ということですが、そのときに、何を計画しているのか聞いて、では今後図面を持ってきてくださいと、私はしています。

高島委員 私のイメージだと、維持管理課と協議が終わって、ある程度よい、となつてから農事組合長の元へ来ていると思っていました。

藤井委員 違うと思いますよ。高島委員が最後の砦にならないと。例えばこの案件でいうと、暗渠だとオーバーフローするとどうなりますか、ということを指摘して、では暗渠ではなくオープンにして、φ200mmにして、図面書き直してもらえないですか、と業者に言えます。相手がやるかどうかは別にしてですが。農事組合としては、そこまでやらないと、下流域の利水権者に、私の立場では保証できないので、再度検討してください、とやればよいです。農事組合は最後の砦です。

事務局 とはいえ色々なパターンがあり、事前に維持管理課と協議を済ませてから行く業者もあれば、維持管理課に言われたからとりあえず来ましたという業者もいます。高島委員の懸念されることはよくわかりますので、今後維持管理課と情報共有し、協議します。

藤井委員 高島委員、まずは相手を疑ってかかったほうがいいです。いったん検討して、後日回答しますとしたほうがいいです。なぜそれができるかという、水を使っているのが自分だけではないからです。下流域の人と相談して、考えればいいです。最後は、何かあった時は相手方の責任ですべて直してもらうという条件をつければよいです。

武田委員 最初申請が出てきたときは、排水先が給水路でした。維持管理課が了解した、と業者は言いましたが、それはダメです、困りますということで、保留となりました。

藤井委員 維持管理課が、地元の農事組合の許可なしでよいとは言えないので、それは業者の詭弁です。そういうときは跳ね返してもらえばよいと思います。農事組合長はそういう権限があります。

武田委員 私は農事組合長をしておりませんので、農業委員として話をしました。今回は排水含め、工事の時期などいろいろと条件を付けました。そういうこと

が今回に限らずよくありますので、現地調査の際は気を付けていただければと思います。

藤井委員 農業委員と農事組合長の連携を密にしておかないと、地元のためにならないと思います。議題から逸れました。失礼しました。

磯村委員 雨水をこの柵だけで拾えますか。

事務局 そのご心配は、我々も同様に感じました。宅内の集水柵はグレーチングなので、ほぼ宅内で受け止めることができるだろうという想定とのこと。これに関しては、武田委員も、グレーチングならよいかな、ということでご理解いただいています。

磯村委員 30cmの小さなものですよね。これは暗渠ではなくてオープンにしないと厳しいと思いますよ。敷地内でたまるからよいということですか。

事務局 雨量にもよりますが、通常の雨量であれば問題ないだろうと聞いております。

磯村委員 私も仕事柄多少心得がありますが、このような駐車場で、グレーチングからグレーチングを暗渠にするような計画は初めて見ました。普通はオープンで、もっと大きな管を入れると思います。少なくともφ100mmは厳しい。最低でも倍のφ200mmはいるかと思います。県の許可がこれでも通るというならいいのかもしれませんが、私はこのように感じます。

事務局 ご意見ありがとうございます。暗渠管の太さについては再度伝えたいと思います。

磯村委員 柵で、夕立とか降ったときに、拾えるかというのが心配になりました。

事務局 どこまでの雨を想定するかになってしまいますが、通常の雨なら大丈夫かと理解しています。

藤井委員 単純に、拾いきれないと思いますよ。はっきり言いますが。現状ではグレーチングから吹き出します。宅内で拾えないと思います。

事務局 我々もφ100mmは心配ですので、再度伝えます。

加藤晴次委員 入口の6mの乗り入れの場所ですが、水路は強度のあるU字溝に取り換えられるということですのでよろしいですね。それに伴う工事ですが、何日くらいで終わりますか。何かと言いますと、もうすぐ水を通します。5月の下旬から田植えが始まりますので、水が長期間とまると困りますが、大丈夫でしょうか。

事務局 武田委員からも同様のご懸念をいただいています。工事は着工が7月15日予定です。終わりは8月末にはなっていますが、長めに取っているだけだとは思いますが、実際は7月中くらいには終わると思っています。また業者には伝えたいと思います。

藤井委員 中干しはせいぜい10日程度なので、期間を長くとられてしまうと困ります。地元農事組合と協議させて、最悪の場合バイパスで通すように注釈をつけておけばよいと思います。

事務局 武田委員にも事前に言われておりまして、水が止まらなければよいということですので、こちらも業者に再度伝えたいと思います。

武田委員 連続日程でやるなら、5日くらいで終わってもらわないと困ります。中干しのあと、すぐに水が必要となりますので、調整をお願いします。

事務局 詳細の工事時期等については、農事組合長とよく相談するよう伝えさせていただきます。

議長 そのほかよろしいでしょうか。排水や工事時期等については事務局から伝えていただくということをお願いします。では質疑を終結し、採決を行います。第16号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第21号議案)

議長 続きまして、「第21号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目ともに畑の2筆で面積は771㎡です。
当該農地は、受人の家の裏にあり、受人が長年耕作をしていたものを、実情に合わせて申請するものです。受人は、農機具を所有しており、申請地の隣接地に居住しているため通作条件も問題なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第21号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第21号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第21号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第22号議案)

(第23号議案)

議長 続きまして、「第22号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、第23号も同じ譲受人で同様の内容と聞いておりますので、一括して事務局に説明してもらいます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が田、現況地目が畑の3筆で面積は計1,102㎡です。当該農地は、渡人の親族である受人が長年耕作をしていたものを、実情に合わせて申請するものです。受人は、農機具を所有しており、申請地から車で5分の場所に居住しているため通作条件も問題なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第22号議案につきましては以上です。また、同一案件である第23号議案は、3筆の内の1筆が共有名義となっており、譲渡人が異なるため別の議案として扱いますが、内

容は全く同じですので、一括のご審議をお願いします。23号議案につきましても以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第22号及び第23号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第22号及び第23号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第22号及び第23号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第24号議案)

議長 続きまして、「第24号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が田、現況地目が雑種地の1筆で、面積は665㎡、目的は駐車場及び資材置場です。

立地基準は、街区に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種

農地に該当します。

申請地の周辺は北が道路、西が水路、東と南が田で、東を小堤、西と南はコンクリートブロックで土砂等の流出を防止します。排水は敷地内に柵を新設して集水し、北側道路側溝へ排水する計画です。他法令は、該当しないことを確認しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第24号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第24号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第24号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第25号議案)

議長 続きまして、「第25号議案 農地法第5条の規定による許可申請につい

て」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の3筆で面積は402㎡、目的は駐車場の設置です。

立地基準は、市街地介在農地で第3種農地に該当します。

申請地の周辺は、北が道路、東が宅地、南と西が駐車場兼資材置場のような雑種地です。

近隣農地への影響については、隣接する農地がないため特に問題はありません。

排水は、自然浸透です。現況のままの土地利用を予定しており、現況は砂利等で雨水が浸透し、勾配は北側道路側溝に向かっていきます。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第25号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第25号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第25号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第26号議案)

議長 続きまして、「第26号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目ともに畑の1筆で面積は916㎡、目的は太陽光発電設備の設置です。

立地基準は、市街地介在農地で第3種農地に該当します。

申請地の周辺は、北と東が道路、西が荒地、南が畑です。

近隣農地への影響については、周辺をすべて小堤で囲み、土砂等の流出を防止するため、近隣農地の被害防除は問題ありません。

排水は、南側に勾配をつけ、排水方向に浸透トレンチを設置し、浸透により排水される計画です。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第26号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第26号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第26号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第27号議案)

議長 続きまして、「第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目ともに田の1筆で面積は1,150㎡、目的は太陽光発電設備の設置です。

立地基準は、市街地近傍小集団農地で第2種農地に該当します。

申請地の周辺は、東が道路、その他は田が隣接しています。

近隣農地への影響については、周辺をすべて小堤とフェンスで囲み、土砂等の流出を防止するため、近隣農地の被害防除は問題ありません。

排水は、西側に勾配をつけ、排水方向に柵を設置し、排水路へ排水される計画です。

なお、本件は土地利用調整条例により自治会等の団体への周知はできております。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第27号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第27号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第27号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第28号議案)

議長 続きまして、「第28号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

番号1の受人は、認定農業者で、市内各所で耕作を行っています。番号2の受人は、農業塾を卒塾しています。番号3の受人は、既に同地区で耕作を行っている農業者です。番号4の受人は、認定農業者で、既に同地区で耕作を行っています。また、地区担当委員さん、推進委員さんから適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積計画の変更につきましては、

耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりとなります。第28号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第28号議案について、ご質疑はございませんか。

高島委員 番号1ですが、田をそのまま行くと聞いていますが、どうでしたか。

事務局 現況は田で間違いありませんが、確認して後日高島委員に連絡します。

議長 他にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第28号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第29号議案)

議長 続きまして、「第29号議案 「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

こちらは、「令和4年2月2日付農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等について」第1の5に、農業委員会は、毎年度、6月末までに本様式を取りまとめ、公表しなければならないとされており、承認をいただきましたらインターネットにより公表するものになります。では、概要をご説明いたします。

今回は、昨年度の結果のまとめであり、主に「実績」の項目について説明します。まずローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」は、1年前の状況がそのまま記載されています。お目通しください。続いてローマ数字Ⅱ「最適化活動の実施状況」の③実績をご覧ください。担い手への新規集積面積は2.4haございました。続いて(2)遊休農地の発生防止・解消の③実績をご覧ください。既存遊休農地は1.4ha、前年度新規発生した遊休農地は2.2haの解消が確認できました。続いて(3)新規参入の促進の③実績をご覧ください。1番上の欄、0.4haというのは、瀬戸市の農地バンクに新規登録があった農地の合計面積です。今後も積極的に登録を促していきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。続いて、2最適化活動の活動目標の(3)新規参入相談会への参加の②実績をご覧ください。瀬戸市農業塾の卒塾式において、松原委員に出席していただき、卒塾者との顔合わせ、今後の農地利用のご案内をさせていただきました。ありがとうございました。続いてその下の、推進委員等の点検・評価結果ですが、国の設定している評価のラインが非常に高く、記載のような結果となっております。ご承知おきください。続いて裏面、ローマ数字Ⅲの事務の実施状況ですが、昨年度の農地法3条や転用の件数等が記載されています。お目通しください。以上、概要説明させていただきました。皆様のご協力があって、このような成果が出ております。本当にありがとうございます。今後とも、よろしくお願いいたします。第29号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第29号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第29号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長

続きまして、報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第9・10号 農地法第4条第1項第7号の届出につきましては1件、農地法第5条第1項第6号の届出については7件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第11号 現況証明願出書につきましては、2件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第12号 青年等就農計画認定申請書について、机上に配布した資料をご確認ください。これは「認定新規就農者」への認定を希望する者が、市に対して提出する書類です。今般、申請人から提出があり、市が審査をするにあたり、農業委員会に対して計画書への意見の照会がありましたので、確認をするものです。当該計画につきましては、JA及び県への意見照会にお

いて、すでに適切であるとの回答を得ておりますので、農業委員会といたしましても、計画書は適切と回答とさせていただきます。

報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

青年等就農計画認定の申請者ですが、先ほどの利用権設定で農地を借りて農業をしていくということですので、新たな農業者の誕生となります。応援していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは本日付議されました案件は全て議了いたしました。これにて、瀬戸市農業委員会4月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。